筑西市環境基本計画

概要版

令和６（2024）年度 ～ 令和 15（2033）年度

令和６（2024）年３月改定

筑西市

1 環境基本計画とは

「筑西市環境基本計画」は、身近な自然環境の減少、廃棄物問題、温室効果ガス排出量の増加による地球温暖化などといった様々な環境問題に対処し、豊かな自然環境や歴史的資源を継承していくとともに、中・長期的な視野に立ち、健康で文化的な生活を営みながら、市民・市民団体・事業者・市が協働した環境負荷の少ない、総合的な環境づくりを推進するための指針となる計画とします。

2 計画を策定する背景

本市では、平成 27（2015）年３月に制定した「筑西市環境基本条例」に基づき、平成 29（2017）年３月に「筑西市環境基本計画」を策定し、市民・市民団体・事業者とともに良好な環境づくりに努めてきました。

一方で、国内外において、地球温暖化が原因と考えられる気候変動や海洋プラスチックごみの問題、生物多様性の損失等の複雑化、深刻化する環境問題に対し、環境負荷の低減に向けたさらなる取組が求められています。近年、地球温暖化を防止するため、脱炭素社会に向けた動きが加速するなか、本市では、令和２（2020）年７月にゼロカーボンシティ宣言を共同表明し、令和 32（2050）年までに CO_2 の排出量実質ゼロをめざすことを宣言しました。

このような国内外の動向や社会情勢の変化を踏まえ、「第 2 次筑西市環境基本計画」を策定します。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和６（2024）年度から令和 15（2033）年度までの 10 年間とします。

なお、計画期間中においても、計画の進捗、社会情勢の変化や新たな環境問題の発生など、状況の変化に適切に対応するため、必要に応じ見直すものとします。

4 計画の対象範囲

本計画では、里地里山や生物多様性などの「自然環境」、大気環境や水環境、廃棄物などの「生活環境・資源環境」、地球温暖化やエネルギー問題などの「地球環境」、環境への意識を向上させるための環境学習などの人づくりを行う「環境活動」を対象とします。

5 計画の推進主体

本計画に掲げる目標を実現していくためには、地域を構成する市民・市民団体・事業者・市のそれぞれが主体的に環境を守り育むための役割を分担し、相互に連携し協力していくことが必要です。

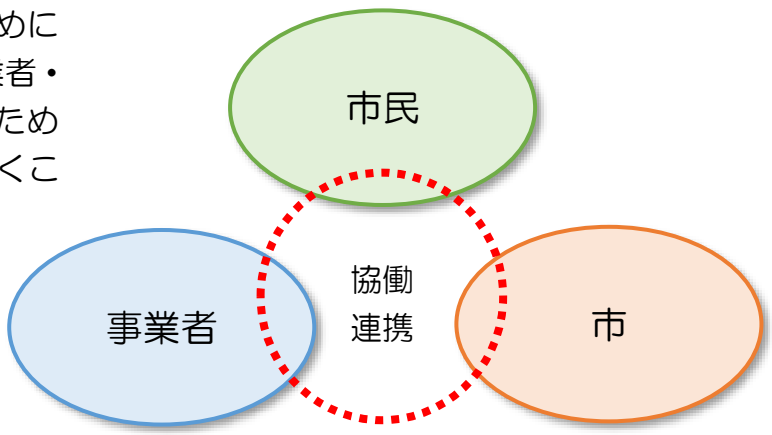

6 環境の将来像

本市には、清らかで豊かな水が流れる河川、点在する緑豊かな林と実り豊かな田畑の里地里山が広がっています。人が手を加えることにより維持されてきた里地里山には、多くの動植物が生息・生育しています。

その一方、市街地が形成され、便利で快適な暮らしが営まれるとともに、多くの工場が生産活動を行う工業団地も形成されてきました。

本市に残る自然と人が共に暮らす心安らぐ環境を、将来にわたり引き継いでいかなければなりません。生活の利便性を確保しつつ、環境を保全していく新たなライフスタイルを構築し、環境負荷を低減した持続可能な社会の実現に向け、環境の将来像を設定しました。

環境の将来像

ゆたかな水と緑と人が共生するまち　筑西

基本目標１　里地里山、ゆたかな水を守り育むまち

清らかで豊かな水と緑豊かな林や田畑の里地里山を保全し、そこで育まれる生物多様性を守りながら、自然との触れ合いの場を確保するまちをめざします。

基本目標２　身近な生活空間を守り、資源が循環するまち

私たちの暮らしや事業活動が環境に負荷を与えていることを認識し、可能な限り環境負荷を低減したライフスタイルを実現し、再利用や再資源化など限られた資源を賢く使う資源が循環するまちをめざします。

基本目標３　地球温暖化の防止に向けて行動するまち

エネルギーや資源を無駄なく効率的に利用し、温室効果ガス排出量を抑制するライフスタイルを実現するとともに、多様な再生可能エネルギーを活用するまちをめざします。

基本目標４　環境を守る人を育むまち

市・市民団体・事業者の全てが主体となり、環境について学ぶ機会を通して、環境への関心や理解を深め、共に考え、連携し、積極的に環境を守る活動を実践していくまちをめざします。

基本目標１　里地里山、ゆたかな水を守り育むまち

施策 1-1　平地林の保全	
平地林の減少や荒廃を抑え、適切な維持管理を当事者だけでなく、地域全体で取り組むことにより森林資源を保全します。	
(1) 県と連携した自然環境保全地域の管理	(3) 林地開発の必要な手続きの指導
(2) 社寺林や屋敷林、平地林の適切な維持・管理の促進	(4) 太陽光発電設備に係る条例の適正な運用
施策 1-2　農地の保全	
農地は生産基盤であるとともに、多くの動植物の生息・生育域でもあることを踏まえ、観光資源としての活用や農業の活性化により農地の保全を図るとともに、動植物の生息・生育域を確保するため、環境にやさしい農業を推進します。	
(1) 環境に配慮した農業の推進	(4) 遊休農地の解消など農地利用の最適化の推進
(2) 農地周辺の動植物に配慮した水路などの整備の推進	(5) 太陽光発電設備に係る条例の適正な運用【再掲】
(3) 農産物の地産地消、農業に関わる新たな産業の推進	
施策 1-3　水辺環境の保全	
動植物に配慮した水辺環境を整備するとともに、誰もが水と親しめる親水空間としての活用を推進します。	
(1) 河川など自然環境の保全	(4) 市民や市民団体との協働による水辺空間の管理と活用の推進
(2) 水とふれあえる親水空間の整備	(5) 国や県との連携による水辺空間の管理
(3) 鮭が遡上する川の保全と活用	
施策 1-4　生物多様性に向けた野生動植物の保全	
動植物の生息・生育域を保全していくため、市民が自然とふれあい、体験できる場の機会づくりなどを行います。また、人為的な要因により持ち込まれた外来種などを把握し、適正な管理を推進します。	
(1) 希少動植物の生息・生育状況の把握・公表	(3) 外来種などの把握と適切な管理の推進
(2) 自然とふれあい、共生する機会づくり	(4) 有害鳥獣対策の計画的な推進
施策 1-5　歴史遺産・景観の保全	
歴史遺産を私たちの共有財産とし、その周辺を含めた環境保全を推進します。	
(1) 歴史遺産やその周辺の環境の整備と活用の推進	(3) 文化資源の積極的な活用
(2) 市民や市民団体との協働による環境の保全	(4) 良好なまちなかの景観づくり

筑西市 SDGs マーク

筑西市を構成する、昭和の大合併前の 20 町村の形がモチーフとなっています。
国連が定めた SDGs ロゴマークのイメージカラーを配色し、筑西市の SDGs 推進のシンボルとするものです。

基本目標２　身近な生活空間を守り、資源が循環するまち

施策 2-1　大気環境の保全

大気環境の保全に向け、発生源である工場などへの法令や条例による遵守指導を行います。また、規制を遵守していても不快と感じる騒音・振動・悪臭などの発生源対策を事業者に啓発します。

(1) 工場や事業場への法令や条例による規制基準の遵守指導
(2) 光化学スモッグ注意報発令時の迅速な連絡
(3) 県と連携した微小粒子状物質などへの対応
(4) 野焼きの防止の指導

施策 2-2　水環境・土壌環境の保全

清澄な水を確保するため、水環境・土壌環境の保全に向け、発生源である工場などへの法令や条例による遵守指導を行います。

(1) 工場や事業場への法令や条例による規制基準の遵守指導
(2) 公共用水域の水質監視
(3) 公共下水道整備事業の計画的な推進と供用区域での接続の推進
(4) 農業集落排水施設の適切な管理
(5) 合併処理浄化槽の設置と適切な管理の推進
(6) 農薬や肥料の適正な使用の推進
(7) 県と連携した地下水水質の調査

施策 2-3　化学物質対策の推進

ダイオキシン類やアスベストなどの発生源への法令等による遵守指導や放射性物質の監視を行います。

(1) 工場や事業場への法令や条例に基づく有害物質の規制の徹底
(2) 有害物質の情報の提供
(3) 工場や事業場へのダイオキシン類特別措置法に基づく指導
(4) 国、県と連携した放射線に関する情報の提供

施策 2-4　身近な生活環境の保全

日常生活に起因することが周辺に影響を与えると認識するとともに、近隣への配慮を促すため、普及啓発を図ります。

(1) 生活騒音・振動問題への注意喚起
(2) 幹線道路沿道における騒音対策
(3) 悪臭問題への注意喚起
(4) ペットのフンや鳴き声など、飼い方のマナーの意識啓発
(5) 空き地や空き家の適切な維持管理の促進
(6) 都市公園の整備と適正な管理

施策 2-5　廃棄物の減量と資源化の推進

ごみを減らし、資源を循環していくためには、市民一人ひとりが、ごみの発生抑制、再利用、再資源化という３Ｒを推進して行くことが大切です。そのため、市民・事業者のさらなる意識向上に向けた啓発や支援を推進します。

(1) 発生抑制優先行動の推進
(2) 適正分別、再資源化（リサイクル）の推進
(3) 事業系ごみの３Ｒの推進
(4) 環境負荷の低減を目指したごみ処理システムの構築
(5) 計画推進のための基盤整備
(6) 食品ロスの削減推進
（「筑西市食品ロス削減推進計画」に基づく取組）

施策 2-6　ごみのないまちづくりの推進

不法投棄やごみのポイ捨ての監視体制を強化し、ごみを捨てにくいまちづくりを推進します。

(1) 市民や市民団体との協働による美化活動の推進
(2) ごみを捨てにくいまちづくりの推進
(3) 不法投棄防止に向けたまちづくりの推進

基本目標３　地球温暖化の防止に向けて行動するまち

筑西市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
筑西市地域気候変動適応計画

施策 3-1　地球にやさしい暮らしの推進

本市の 2033 年度における 2013 年度比約 46%削減目標値は約 744 千ｔ-CO^2 となっており、温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」について、より一層推進します。

(1) 省エネルギー活動の普及啓発
(2) 省エネルギー活動の促進
(3) 住宅・建築物の省エネルギー化
(4) 公共施設における率先した省エネルギー活動の推進

施策 3-2　ゼロカーボンシティ（脱炭素社会）に向けたまちづくりの推進

化石燃料に頼らないエネルギーを確保し、エネルギーの地産地消に向け、再生可能エネルギーの普及を促進します。

(1) 再生可能エネルギー導入の普及促進
(2) 公共施設における率先した脱炭素化の推進
(3) エコドライブやアイドリングストップの普及啓発
（環境負荷の少ない自動車利用促進）
(4) 環境負荷の少ない自動車の普及拡大
(5) 環境負荷の少ないまちづくり

施策 3-3　気候変動への適応

気候変動による影響の理解促進や、健康面での被害防止、自然災害への備えなどの適応策を推進します。

(1) 気候変動による影響への理解
(2) 健康被害対策の推進
(3) 緑化の推進
(4) 環境を考えた災害に強いまちづくりの推進
(5) 温室効果ガス吸収源の確保

本市ゼロカーボンシティの実現に向けて（温室効果ガス削減の目標）

筑西市の温室効果ガス排出量の削減目標

2050（令和 32）年度に実質排出量ゼロを目指し、
目標年次　2033（令和 15）年度温室効果ガス排出量を
基準年度　2013（平成 25）年度に比べ約 46%削減します。

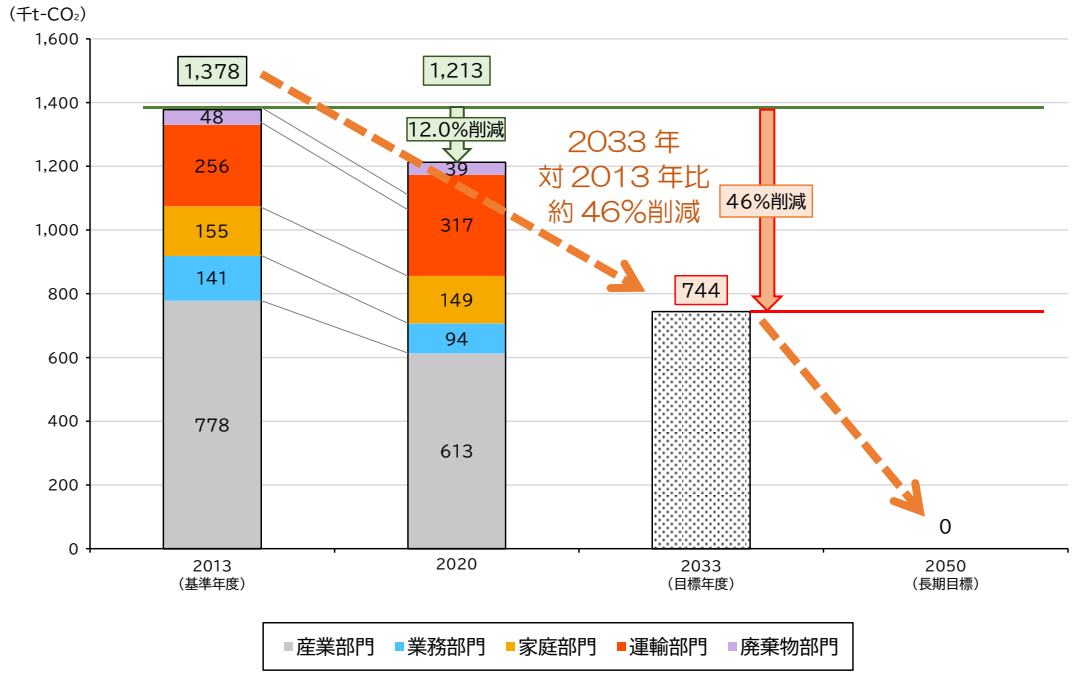

基本目標４　環境を守る人を育むまち

施策 4-1　環境保全活動の推進
市民・事業者・市が協働で、市内の環境に対する意識と環境マナーの向上を目指し、環境美化や各種保全活動を推進します。
(1) 市民や市民団体との協働による環境保全活動の推進　(3) 茨城エコ・チェックシートや環境マネジメントシステムの普及 (2) 環境保全団体の情報提供
施策 4-2　環境学習・環境教育の推進
環境への関心と意識の向上を図り、自ら環境保全に向けて取り組む人を増やすため、子供から大人まで、全ての世代に向けた学びの場を提供し、自然観察会や体験型の環境学習を推進します。また、市内の環境学習指導者の育成に努めます。
(1) コミュニケーション・教育の推進　(4) 環境について学ぶ講座の開催 (2) 小学校での環境教育の実施支援　(5) 環境学習指導者の把握と育成 (3) 市民や市民団体との協働による体験型環境学習や自然観察会の開催
施策 4-3　環境情報の発信
市民・事業者の環境への意識を高め、積極的に環境保全への取組を推進していくため、市や県、国などで実施している調査の結果や市の環境に関する情報を広報紙やホームページを活用し、わかりやすく提供します。また、本計画の進捗についても発信します。
(1) 広報紙、ホームページを活用した環境情報の提供 (2) 環境調査結果や環境基本計画の進捗の公表

7　進行管理

筑西市環境基本計画は、計画(Plan)→実行(Do)→点検(Check)→改善・見直し(Act)の４つのステップを繰り返し、定期的に目標や施策の進捗状況を評価、改善していきます。

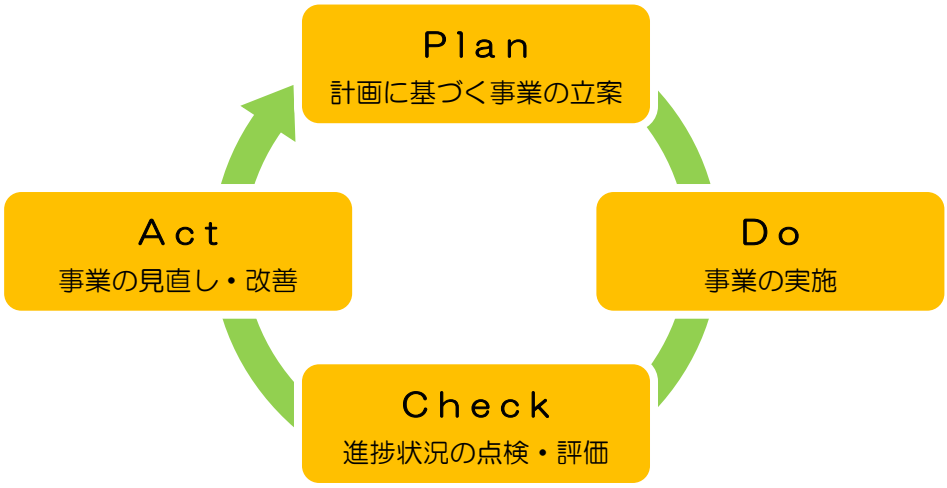

8 市民が取り組むこと

里地里山、ゆたかな水を守り育むまち

○ 所有する農地・森林等の適切な管理を心がけましょう。
○ 環境に配慮した農業への取組に努めましょう。
○ 地元産農産物の積極的な購入利用に努めましょう。
○ ごみの持ち帰りなど河川や水路を汚さないようにしましょう。
○ むやみに野生動物を捕まえたり、植物を摘み取ったりしないようにしましょう。
○ 野生動物の餌付けは行わないようにしましょう。
○ 地域の歴史遺産を学び、保全に協力しましょう。
○ 住宅を建てる場合には、周囲の景観に配慮しましょう。

身近な生活空間を守り、資源が循環するまち

○ ごみの野焼きは行わないようにしましょう。
○ ごみや汚れた水を流さないようにしましょう。
○ 騒音、悪臭など、近隣に配慮した日常生活を心がけましょう。
○ ペットは適切に飼育しましょう。
○ 所有する空き地や空き家は、適切に維持管理しましょう。
○ 生ごみを減らすため、生ごみ処理機器を利用しましょう。
○ 買い物には、マイバッグを持参しましょう。
○ 資源物の店頭回収など再資源化に協力しましょう。
○ 家庭で使いきれない未利用食品を持ち寄り、有効活用する活動に協力しましょう。

地球温暖化の防止に向けて行動するまち

○ 家電の購入や設備の導入の際は、省エネ製品や省エネ設備を選択しましょう。
○ 住宅用太陽光発電システムや太陽熱、蓄電池などの利用に努めましょう。
○ 公共交通機関や自転車、徒歩での移動を心がけましょう。
○ 熱中症の予防に心がけましょう。
○ 二酸化炭素（CO_2）の吸収源となる緑の保全活動に協力しましょう。
○ 防災訓練に参加するとともに、避難場所、危険箇所を日頃から確認し、災害時に備えましょう。

環境を守る人を育むまち

○ 市や市民団体で行う環境保全活動に積極的に参加しましょう。
○ 茨城エコ・チェックシートを活用しましょう。
○ 体験型環境学習や自然観察会、環境について学ぶ講座に積極的に参加しましょう。

第２次筑西市環境基本計画　概要版

発行年月　：令和６年３月
編集/発行　：筑西市　市民環境部　環境課
茨城県筑西市丙３６０番地
TEL 0296-24-2111(代表)　FAX 0296-24-2274
URL http://www.city.chikusei.lg.jp/